

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第480号）

〔シラバス関係文書公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年1月13日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年4月16日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求内容）

大阪府ホームページにある「令和2年度 府立高等学校 指導と評価の年間計画（シラバス）一覧」の令和3年度版全て。同様にPDFデータ希望。

- 2 令和3年4月30日付けで、実施機関は、本件請求に対し、「公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、決定期限までに公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため。」という理由を付して条例第15条第1項による公開決定等の期限の特例を適用し、行政文書の特例期限適用後の期限を同年5月31日と審査請求人に通知した。

- 3 令和3年5月14日付けで、実施機関は、条例第15条第1項の規定に基づき、本件請求に係る行政文書のうち公開請求があった日から起算して30日以内に公開決定等を行う部分として、以下の文書を特定のうえ、条例第13条第1項の規定により公開決定（以下「本件決定1」という。）を行った。

（公開することと決定した行政文書の名称）

府立高等学校10校分の「令和3年度 指導と評価の年間計画（シラバス）」

- 4 令和3年5月31日付けで、実施機関は、条例第15条第1項の規定に基づき、本件決定1により公開した行政文書を除いた残りの行政文書として、以下の文書について条例第13条第1項の規定により公開決定（以下「本件決定2」という。）を行った。

（公開することと決定した行政文書の名称）

府立高等学校139校分の「令和3年度 指導と評価の年間計画（シラバス）」

- 5 令和3年6月20日付けで、審査請求人は、本件決定1及び本件決定2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。1件での決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

同一の内容であるのに、2件に分かれて決定された経緯が不明であり、不服である。1件での決定を求める。

2 反論書における主張

弁明書の「弁明の理由」において、条例に基づく適切な事務処理である旨弁明しているが、条例では公開に係る手数料を請求1件あたりの金額で定めており、公開決定を2件に分けたところで手数料は分割されないため、当該決定は条例に基づいていない。よって正しく決定すること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

条例第15条第1項においては、「公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。」と規定されている。審査請求人が請求した行政文書については、データ容量が約3.2GBと膨大であり、本規定に該当するため、「行政文書のうちの相当の部分」を当該期間内に公開決定等をし、「残りの行政文書」については相当の期間内に公開決定等を行ったものであり、条例に基づく適正な事務処理である。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は審査請求の理由として、本件決定が2件に分かれて決定された経緯が不明であり、不服であるとしているため、2件の決定がなされたことの是非について検討する。

行政文書公開請求に対しては条例第13条により「実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに請求者に書面で通知しなければならない。」とされており、公開及び部分公開等、種別ごとに決定を行うため、1つの請求に対して種類の異なる決定が複数なされる場合はあるが、同種の決定については通常1件でなされるものである。

しかし、公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、決定期限までに公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずる場合については、条例第15条第1項で公開決定等の期限の特例について定められている。条例第15条第1項を適用した場合、実施機関は公開請求があった日から30日以内に公開請求に係る行政文書のうち相当の部分について公開決定等を行い、残りの部分については、その後の相当の期間内に公開決定等を行うこととなるため、1つの請求に対して同種の決定が2件以上なされる場合がある。

本件対象文書は府立高等学校の令和3年度における指導と評価の年間計画（シラバス）（以下単に「シラバス」という。）であるところ、実施機関は本件対象文書として府立高等学校149校のシラバスを特定したが、その量が著しく膨大であったため、条例第15条第1項を適用し、請求があった日から30日以内に対象文書のうち府立高等学校10校分について本件決定1を行い、残りの府立高等学校139校分については相当の期間を定めたのち、その期間内に本件決定2を行ったことから、同種の決定が2件なされたものである。

そこで本件について条例第15条第1項の適用の是非について検討する。

実施機関は第15条第1項の適用理由は対象文書が膨大であるためとし、反論書においては対象文書のデータ容量が約3.2GBあることを主張しているが、実施機関に確認したところ、対象文書の量は30,000枚を超えるものであった。本件対象文書がシラバスであり、実施機関は毎年実施機関のホームページでシラバスを公表していることからすると、一見すると非公開とする箇所は無いように思われる。しかし、たとえ公開との判断が想定されるものであったとしても対象文書の確認は必要である。そして、30,000枚を超える対象文書を確認するためには、相当の労力を要するものと思われる。そうすると、公開請求があった日から起算して30日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより実施機関の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が、本件請求に対して、条例第15条第1項を適用し、2件に分けて決定をしたことについて、不合理な点は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子